

事 務 連 絡

令和2年4月28日

各 都道府県

指定都市 日常生活自立支援事業 主管部（局）御中

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
成年後見制度利用促進室

新型コロナウイルス感染防止等に係る当面の日常生活自立支援事業の
業務における留意点等について（再周知）

平素より、厚生労働行政の推進につき、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

標記については、これまで、社会福祉施設等における感染者拡大防止のための留意点を参考に事業実施していただきたい旨、事務連絡等（「新型コロナウイルス感染防止等のための当面の日常生活自立支援事業の業務における留意点について」（令和2年2月26日付け当室事務連絡）及び同年4月17日付け情報提供メール）によりお示しするとともに、一部社会福祉協議会等の取組について情報提供（同月7日付け情報提供メール）してきました。

日常生活自立支援事業の実施に当たっては、出金事務等を行う社会福祉協議会の職員について、予め金融機関に登録することを、金融機関と社会福祉協議会との間で取り決めるなど、円滑な実施に努めていただいておりますが、今後、同事業の業務に従事する職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に、応援に入る職員が未登録であるため、出金事務等を適切に行うことができるか、一部自治体等から懸念が寄せられています。

これらのことを踏まえ、当面の同事業の業務における留意点等について、改めて下記のとおり周知しますので、これらを参考に、適切に対応していただくようお願いします。

また、本事務連絡の内容は、各都道府県及び指定都市社会福祉協議会に周知していただくよう、よろしくお願いします。

記

1. 福祉サービス利用援助事業に係る相談支援等の実施における留意事項

- いわゆる「三つの密」を避けるとともに、職員の手洗い、咳エチケット等の徹底、事業所内の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる職員の出勤免除や外出自粛勧奨等を行うこと。

- その他、日常生活自立支援事業の業務の実施に当たっては、来所者への相談対応、利用者の居宅への訪問対応等を含め、「社会福祉施設等における感染者拡大防止のための留意点（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等を改めて参考にし、感染拡大防止に向けた対応を行うこと。

2. 福祉サービス利用援助事業に係る日常的金銭管理における留意事項

- 専門員や生活支援員が感染者や濃厚接触者となった状況に備え、出金事務等を行う者を金融機関に登録している場合は、予め、応援に入る予定の職員も含め、登録職員を複数名にし、可能な限り2グループ制に分けて従事させるなど、利用者に不利益が生じないように配慮した体制を整えること。このため、実施主体である社会福祉協議会は、予め、金融機関に対して、緊急時の場合の実施体制についての情報共有、登録職員の拡大などの調整を必要に応じて行うこと。
- 時差出勤や輪番制、グループ制等の対応を行うことは差し支えないが、緊急時に備えた実施体制においても、出金事務の管理や領収証等の支払い根拠の確認を複数の職員で行うなど、金銭管理には細心の注意を払い実施すること。
- なお、本事業の一部を委託している場合は、受託者（市町村社会福祉協議会等）において、感染者や濃厚接触者が発生した場合に備え、受託者の体制における本留意事項の適用や実施主体としてのバックアップ等について調整を行うこと。

3. 福祉サービス利用援助事業に従事する者への資質向上や事業の普及・啓発における留意事項

- 予定しているセミナー、研修会、講座等のプログラムの実施に当たっては、基本的に緊急事態措置期間における実施を見送るとともに、仮に実施する場合でも、IT（ビデオ通話や動画配信等）の活用の検討等、感染リスクに充分配慮した上で実施すること。

4. 契約締結審査会の実施における留意事項

- 契約締結審査会を実施する場合には、可能な限り、オンライン会議の開催や書面等による稟議（持ち回り開催）を行うなど感染リスクの少ない方法をとること。参加者が集まる方法をとる場合には、いわゆる「三つの密」を避けるとともに、実施時間の短縮を行うなど、感染リスクに充分配慮した上で実施すること。

以上

(問合せ先)

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

電話：03-5253-1111（内線2228）